奈良三支部同好会懇話会会則

パナソニック松愛会
奈良東支部　支部長　安本吉雄
奈良西支部　支部長　鷲山能雄
奈和支部　　支部長　嶋津謙二

第　1条　（名称）

本会は、奈良三支部同好会懇話会と称する。（以下「本会」という。）

第　2条　（目的）

わかくさ同好会の健全な活動を進めていくため、パナソニック松愛会奈良東支部・奈良西支部・奈和支部の支部長とわかくさ同好会の代表世話役とが意思疎通を図り課題の共有化とその解決に協力し合うことを目的とする。

第　3条　（同好会新設）

新設は、会員自らが発起人として参加を呼びかけ、会員名簿および運営方針を奈良三支部の支部長に提出し承認を得る箏（提出先：当年世話役支部支部長）

第　4条　（活動内容）

本会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

（1）　年次報告会（原則として、2月の第1木曜日）

（2）　月次活動実績の報告

（3）　奈良三支部ホームページの同好会活動の情報提供

（4）　その他、本会の目的を達成するために必要な活動

第　5条　（会の構成員）

原則として、奈良三支部各支部長、月次活動実績集計責任者、奈良三支部ホームページ連絡会事務局、およびわかくさ同好会の各代表世話役とする。

第　6条　（年次報告会の世話役）

第4条第1項の年次報告会を担当する世話役を置く。世話役は奈良三支部支部長が輪番制で担当する。期間は2年単位とし、奈和支部→奈良西支部→奈良東支部の順とする。

第　7条　（月次活動実績集計責任者）

（1）　第4条第2項の月次活動実績報告の集計責任者を置く。集計責任者は、第5条の年次報告会世話役が当該支部の中から任命する。任期は2年とする。

（2）　わかくさ同好会各代表世話役は、毎月月末に、当月の活動実績を集計責任者に速やかに報告しなければならない。

第　8条　（行事会費）

第4条の行事開催に伴う費用は、その都度出席者より徴収することを原則とする。

その会計報告は、行事終了の都度、行うものとする。

第　9 条　（支部ホームページへの情報提供）

わかくさ同好会各代表世話役は、活動終了の都度、速やかに活動結果を奈良三支部ホームページ連絡会事務局に提供する。

第　10 条　（会則の改廃）

この会則の改廃は、奈良三支部三役連絡会に諮り、これを行う。

第　11 条　（会則の改定）

この会則は、平成 28 年 6 月 28 日に改定した。

この会則は、令和 3 年 6 月 17 日に改定した。

以上